

【中国】中小企業促進法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2017年9月1日、中小企業に対する融資制度、優遇税制、技術開発支援等を強化し、中小企業の発展を一層推進することを目的として、中小企業促進法が改正された。

1 背景と経緯

2015年末現在、中国国家工商行政管理総局に登録済みの中国国内の企業総数は約2186万、その90%以上が中小企業である。工業分野に限れば、中小企業が99.6%を占める。また、国内総生産（GDP）の約60%、特許の約70%が中小企業によるものであるのを始め、今日の中国において中小企業は、経済成長、雇用創出、技術革新等の面で重要な役割を果たしている。その一方で、多くの中小企業が資金難、経営基盤の弱さ、技術水準の低さ等の問題を抱えている。近年の景気低迷の中で、生産コストの上昇、利益水準の低下等に苦しむ中小企業も少なくない。そのため、中小企業支援の強化は、中国政府の喫緊の課題となっている。

中小企業の発展促進を目的として2002年に制定された現行の中小企業促進法（2003年1月1日施行）は、国内の経済・社会情勢がその後大きく変化し、規定内容が中小企業の実態を十分に反映したものではなくなってきたため、改正の必要性が指摘されるようになっていた。改正法案の策定作業は2014年から本格化し、中小企業向け融資、優遇税制、技術開発支援、権利保護等に係る規定を中心に見直しが行われた。

改正法案は、2016年10月、第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議に提出された。その後、同会議で第1回審議、意見公募、法案修正、2017年6月の同第28回会議で第2回審議、再度意見公募、法案再修正という経過をたどり、同年8月28日、同第29回会議で第3回審議にかけられ、9月1日に可決、成立した。改正法（注1）は2018年1月1日から施行される。

法改正に当たり主な論点となったのは、市場での公平な競争と中小企業保護との均衡、中小企業の発展に対する有用性の向上、法の十分な実効性の確保等であり、法案は審議の過程で相当程度の修正、関連条項の追加等が行われた。その結果、改正法は章、条数共に旧法より増え、旧法の全7章45か条に対し改正法は全10章61か条となった。

2 改正法の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：税財政措置（第8条～第12条）、第3章：融資促進（第13条～第23条）、第4章：創業支援（第24条～第31条）、第5章：イノベーション支援（第32条～第37条）、第6章：市場開拓（第38条～第42条）、第7章：サービス措置（第43条～第49条）、第8章：権利利益保護（第50条～第56条）、第9章：監

督・検査（第 57 条～第 60 条）、第 10 章：附則（第 61 条）。

(2) 立法目的

中小企業の経営環境の改善、市場競争への公平な参入機会の保障、合法的権利利益の保護、創業・イノベーション支援、健全な発展の促進、都市・農村での雇用機会の拡大等を目的とする（第 1 条）。

(3) 国の基本方針

国は、中小企業の発展促進を長期発展戦略と位置付け、各種企業の権利、機会及び規則の平等を堅持し、中小企業、特に小企業とマイクロビジネス（以下「小企業等」）に対し積極的な助成等の支援を行い、中小企業の設立及び発展に有利な環境を整備する（第 3 条）。

(4) 中小企業の義務

中小企業は法に基づく経営を行い、雇用、労働安全衛生、社会保障、資源環境、品質基準、知的財産権、税制等に係る国の法規を遵守し、信義誠実の原則に従い、内部統制を確立し、経営管理水準を向上させなければならない、労働者の合法的権利利益や公共の利益を損なうことがあってはならない（第 4 条）。

(5) 信用情報の整備・公開

国は、中小企業の信用情報の収集・評価制度を体系的に整備し、その検索・共有システムを構築し、公開する（第 7 条）。

(6) 優遇税制

国は、小企業等の発展に有利な税制として、条件に合致する小企業等に対し、規定に基づき企業所得税及び付加価値税の徴収猶予、減免等の措置を講じ、税の徴収・管理の手続を簡素化し、小企業等の税負担を軽減する（第 11 条）。

(7) 担保融資制度

国は、金融機関が中小企業に対し、売掛金、知的財産権、在庫、機器・設備等を担保として融資を行うことを支援する（第 19 条）。

(8) 創業支援

県級以上の地方政府は、公式ウェブサイト、広報資料等を通じて創業者に対し、ビジネス、税制、金融、環境保護、労働安全衛生、雇用、社会保障等に関する法律相談、情報提供サービス等は無償で実施しなければならない（第 24 条）。

大学卒業生、退役軍人、失業者、障害者等は、小企業等を設立するとき、国の規定に基づき、税の優遇及び諸費用減免の措置を受ける（第 25 条）。

(9) 研究開発支援

県級以上の地方政府は、研究開発等を担う高度人材を確保するため、大学卒業生の中小企業への就職を促進する措置を講じなければならない。また、国は、研究機関、大学、大企業等が中小企業に試験施設等を開放し、技術開発協力を行うことを奨励する（第 37 条）。

注（インターネット情報は 2017 年 10 月 13 日現在である。）

(1) 「中华人民共和国中小企业促进法」国务院法制办公室 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/9/4/art_11_206120.html>